

現保険証廃止を理由に



マイナンバーの利用拡大は不要

市長は6月定例会に、今年12月2日に健康保険証が廃止された後、「福祉医療等」（重度心身障害者やひとり親家庭に対する医療費、老人医療費等）の受給要件を確認するために個人番号を利用できるようにするためと「宇治市個人番号の利用に関する条例」の「改正条例」案を提出しました。「福祉医療」の受給要件は、条例で「医療保険各法による給付を受けることができる者」とされています。保険証の提示は受給要件ではありません。

しかし、12月に健康保険証が廃止されても、国は「マイナ保険証」を持っていない方全員に、「資格確認書」を交付するとしています。資格確認書で福祉医療の受給確認はできるので、個人番号の利用は不要です。党議員団は、情報漏洩など様々な問題が起きている個人情報の活用は必要なく、条例に改正に反対しました。（うじ未来・自民・公明・維新らが賛成し可決）

マイナ保険証は問題山積

2015年に全国民に番号が振り分けられてから翌年には希望者にマイナンバーカードの付与が始まりました。

マイナ保険証の利用が始まってから、「カーボ

ドリーダーでエラーが出る」「他人の個人情報が紐づけられた」など問題が多発しました。2023年11月末をめどに行われたデータやシステムの総点検がされました。その後も問題は続いています。こういった状況からもマイナ保険証の利用状況はわずか7%あまりです。

能登半島地震では、停電や、通信環境の悪化で無線通信も困難・繋がりにくくなる地域もあり、マイナポータルやオンライン資格確認システムによる医療情報・薬剤情報は利用できない場合が多くありました。

そもそも原稿の健康保険証を存続させれば、済む問題で、資格確認書の交付も不要です。

マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、税金の徴収強化や社会保障給付抑制の目的に加えて、民間事業者による個人情報の利活用の問題や個人情報流出の危惧などの問題があります。国はさらに運転免許証や母子手帳などマイナンバーカードへの一体化をすすめようとしています。

個人情報の集積は個人情報保護の面でも大きな問題です。

